

岐 阜 県 公 報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 八 月 二 十 六 日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	五
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	七

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第 1 監査実施機関数

監査実施機関名	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄部	1	0	0	0	0	0
総務部	—	—	—	—	—	—
清流の国推進部	1	0	0	0	0	0
危機管理部	2	1	2	1	1	0
環境生活部	8	2	6	2	4	0
健康福祉部	6	1	2	2	2	0
商工労働部	4	0	0	0	0	0
農政部	12	1	3	7	1	6
林政部	5	1	1	2	1	1
県土整備部	1	1	0	2	0	0
都市建設部	5	0	0	0	0	0
県事務務所	—	—	—	—	—	—
教育委員会	10	1	4	5	1	4
警察本部	3	2	1	3	2	1
その他	—	—	—	—	—	—
合計	58	10	15	31	12	19

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、22 機関において、12 件の指摘事項及び 19 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
広報課	平成 28 年 7 月 25 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 清流の国推進部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
東京事務所	平成 28 年 7 月 28 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 危機管理部 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
防災課	平成 28 年 7 月 27 日	消防課	平成 28 年 7 月 25 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
防災課	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 505,548 円の費用負担が発生していたので、交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
消防課	指導事項	電気工事士免状交付手数料 (第一種、第二種、再交付及び書換え) に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を会計管理者に報告していたので、速やかに指導するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 環境生活部 (8 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成 28 年 7 月 28 日	廃棄物対策課	平成 28 年 7 月 22 日
環境管理課	平成 28 年 7 月 21 日	自然環境保全課	平成 28 年 7 月 21 日
私学振興・青少年課	平成 28 年 7 月 26 日	文化振興課	平成 28 年 7 月 26 日
統計課	平成 28 年 7 月 22 日	現代陶芸美術館	平成 28 年 7 月 28 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
環境生活政策課	指導事項	物品の管理事務において、プリンタ 1 台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 27,000 円が支払われていたため、職員の見舞金として一層の徹底を図られたい。
自然環境保全課	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 225,137 円の費用負担が生じていたため、職員の見舞金として一層の徹底を図られたい。
私学振興・青少年課	指導事項	平成 23 年度修学バックアップ貸付金の収入事務において、納期限を過ぎて返還されたことにより発生する延滞金 13,200 円の徴収手続を行っていただけだったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の国庫返還金の支出事務において、支出科目を会計管理費 (節：償還金、利子及び割引料) とすべきところ、その一

現代陶芸美術館	指導事項	部を私立学校振興費(前:積立金)としていたので、今後は適正に処理されたい。
		特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、所属長以外の者が承認をしていた。 2 特定個人情報の取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の承認を得なければならないが、それがなされていた。

5 健康福祉部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
関保健所	平成 28 年 7 月 11 日	関保健所部上センター	平成 28 年 7 月 11 日
可茂保健所	平成 28 年 7 月 8 日	保健康院研究所	平成 28 年 7 月 6 日
希望が丘こども医療福祉センター	平成 28 年 7 月 28 日	食肉衛生検査所	平成 28 年 7 月 28 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
関保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の見舞金事故防止について一層の徹底を図られた。
希望が丘こども医療福祉センター	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の見舞金事故防止について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していたにもかかわらず、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として323,568円の費用負担が発生し、また、修繕料184,374円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。
食肉衛生検査所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、事務取扱担当者氏名欄の記載漏れがあったほか、所属長の承認を得ていなかった。 2 特定個人情報の取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の承認を得なければならないが、それがなされていた。

6 商工労働部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
情報技術研究所	平成 28 年 7 月 6 日	セラミックス研究所	平成 28 年 7 月 28 日
生活技術研究所	平成 28 年 7 月 28 日	国際たぐみアカデミー	平成 28 年 7 月 8 日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 農政部 (12機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成 28 年 7 月 28 日	農産物流通課	平成 28 年 7 月 19 日
農業経営課	平成 28 年 7 月 19 日	農産園芸課	平成 28 年 7 月 22 日
畜産課	平成 28 年 7 月 22 日	農村振興課	平成 28 年 7 月 26 日
里川振興課	平成 28 年 7 月 26 日	農地整備課	平成 28 年 7 月 25 日
岐阜農林事務所	平成 28 年 7 月 5 日	中濃農林事務所	平成 28 年 7 月 11 日
郡上農林事務所	平成 28 年 7 月 7 日	中山間農業研究所	平成 28 年 7 月 14 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農政課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料54,000円が支払われていたため、職員の見舞金事故防止について一層の徹底を図られた。
岐阜農林事務所	指導事項	畜産振興事業補助金(強い畜産構造改革支援事業)の交付事務において、交付すべき補助金の額の確定には、間接補助事業が完了し、かつ、間接補助事業に対して間接補助金が全額交付されたことの確認が必要であるが、補助事業者から提出のあった実績報告書を受理し、現地確認等を行っていたものの、間接補助金が全額交付される前に補助金の額を確定していたため、今後は適正に処理されたい。
中濃農林事務所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。
郡上農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料128,211円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。
	指導事項	不用物品の売却に係る収入事務において、売却代金の測定手続が遅延していたため、今後は適正に処理されたい。

指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料8,640円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 林政部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成28年7月21日	恵みの森づくり推進課	平成28年7月20日
奥産材流通課	平成28年7月19日	森林整備課	平成28年7月20日
治山課	平成28年7月19日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
森林整備課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料169,948円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
	指導事項	公有財産の管理事務において、下呂林木育種場事業地管理棟の建替えがあつたにもかかわらず、公有財産の登記及び登録の手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

9 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
古川土木事務所	平成28年7月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
古川土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として29,700円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として30,048円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらわたい。

10 都市建設部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
下水道課	平成28年7月29日	水資源課	平成28年7月29日
水道企業課	平成28年7月21日	流域浄水事務所	平成28年7月6日
東部広域水道事務所	平成28年7月4日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。

11 教育委員会 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
学校安全課	平成28年7月27日	学校支援課	平成28年7月29日
社会教育文化課	平成28年7月29日	体育健康課	平成28年7月27日
岐阜北高等学校	平成28年7月5日	岐阜商業高等学校	平成28年7月5日
大垣南高等学校	平成28年7月15日	郡上北高等学校	平成28年7月7日
岐阜豊学校	平成28年7月28日	海津特別支援学校	平成28年7月15日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
社会教育文化課	指導事項	公有財産の管理事務において、文化財保護センター飛騨国府事務所の建物(リース物件)のリース契約期間満了後の手続を行うことなく使用していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜商業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 P T Aからの借入物品(簿記会計実習装置一式)について、借入れをする物品の内容を明らかにした書類が作成されていなかった。 2 平成27年度の現物実査において、物品が確認できないなど物品一覧表との不整合が生じていたにもかかわらず、不整合がないものとして所属長へ報告していた。
大垣南高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
郡上北高等学校	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていないので、速やかに措置するとともに、今後は

海津特別支援学校	指導事項	適正に処理されたい。
		特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

12 警察本部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
海津警察署	平成28年7月15日	関警察署	平成28年7月8日
飛騨警察署	平成28年7月14日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
海津警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として166,542円の費用負担が発生し、また、修繕料276,955円(うち相手方負担分110,782円)が支払われていたのに、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
関警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として128,744円の費用負担が発生し、また、修繕料44,280円(うち相手方負担分8,856円)が支払われていたのに、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨警察署	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県監査委員	水野正敏
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良寛
岐阜県監査委員	杉山祐子

Ⅰ 平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（サーベイ監査）

(単位：件)

サーベイ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A	B	C	A-B-C
	29	0	9	20

※平成28年8月2日に知事から通知があったもの

Ⅱ 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（サーベイ監査）

○ 県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について

機関名	監査結果	講じた措置
障害福祉課 (障害福祉施設の指導監査)	指定障害福祉サービス事業者等指導 指針及び監査指針、障害者支援施設等 指導監査指針について、改善結果の確 認まで行うよう改正した。	指定障害福祉サービス事業者等指導 指針及び監査指針、障害者支援施設等 指導監査指針について、改善結果の確 認まで行うよう改正した。
障害福祉課 (保健医療課 含む)	(指定障害福祉サービス事業者等の指導 ・ 監査) 指定障害福祉サービス事業者を対象と した集団指導については、極力、すべて の事業者が参加できるように、開催方法の あり方について検討されたい。	集団指導については、限られた予 算、人員等の中で実施しなければなら ないため効果的かつ効果的に実施する 必要がある。このため、全事業者を対 象とするものに加え、民間事業者を対 象と多く、苦情等の多い分野を対象と した分野別集団指導、知識や経験の乏 しい新規開設事業者を対象とした集団 指導を実施することとした。更に平成 28年度からは分野別集団指導に新たに 1分野を追加し、指導強化に努めるこ ととする。なお、開催にあたっては、 全事業者に案内しているが、前回不参 加の事業者には特に強く参加を促すこ とに努めることとする。

障害福祉課 (保健医療課 含む)	(指定障害福祉サービス事業者等の指導 ・ 監査) 指定障害福祉サービス事業者に係る実 地指導結果に対する回答書の中には、改 善した結果が記載されているものもあ れば、今後の改善予定の記載にとどまる ものも見受けられた。指摘事項につい ては、早期に、かつ、確実に改善され ることが重要であり、再発防止策も含め、改 善状況の確認のあり方について検討され たい。	期限までに自己点検表が提出されな かった医療機関に対し、文書及び電話 による提出指導を行った。また、自己 点検表について、更正医療に係る事務 処理を具体的なかつ的確に確認できるよ う点検項目を見直した。
障害福祉課 (保健医療課 含む)	(指定障害福祉サービス事業者等の指導 ・ 監査) 県民に対する説明責任、事業者による 自主的な取組みの促進の観点から、指定 障害福祉サービス事業所に対する監査の 実施結果、指定自立支援医療機関に対す る指導・監査の実施状況及び結果の公表 に努められたい。	指定障害福祉サービス事業所に対す る監査の実施結果について、指摘事項 の詳細についても県ホームページ上で 公表した。また、指定自立支援医療機 関に対する指導・監査の実施状況及び 結果についても、県ホームページ上で 公表した。
生活衛生課	(旅館業施設の立入検査) 「民泊」の実態把握については、仲介事 業者のウェブサイトに情報による確認や県 のホームページ等による情報提供依頼だ けでは限界があることから、県事務所、 市町村と連携するなどの方策を検討され たい。	県事務所に対し、文書で「民泊」に ついての情報提供依頼をすると同時 に、県事務所振興防災課長等会議にお いて県内の現状等を説明した。 市町村及び県民生活相談センターに 対し、文書で「民泊」についての情報 提供を依頼した。

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県監査委員	水	野	正
岐阜県監査委員	小	原	尚
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐
岐阜県監査委員		祐	子

1 平成26年度及び平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況
1 平成26年度

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団 体	指導事項	出資・出捐団体	9	8	1	0	0	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0		
	計	12	11	1	0	0		
	指導事項	出資・出捐団体	18	17	1	0	0	
		補助金等交付団体	3	3	0	0	0	
	指 定 管 理 者	6	5	1	0	0		
	計	27	25	2	0	0		
	検討事項	出資・出捐団体	0	0	0	0	0	
		補助金等交付団体	0	0	0	0	0	
指 定 管 理 者	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0			
所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	0	0	0	0	
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0		
	計	3	3	0	0	0		
	指導事項	出資・出捐団体	2	2	0	0	0	
		補助金等交付団体	3	3	0	0	0	
	指 定 管 理 者	5	4	1	0	0		
	計	10	9	1	0	0		
	検討事項	出資・出捐団体	0	0	0	0	0	
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	
指 定 管 理 者	0	0	0	0	0			
計	2	2	0	0	0			
合 計	54	50	4	0	0			

2 平成27年度

(単位:件)

区分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団体	指摘事項	出資・出捐団体	3	0	2	1	1	1
		補助金等交付団体	2	0	1	1	1	
		指定管理者	1	1	—	0	0	
	計	6	1	3	2	2		
	指導事項	出資・出捐団体	5	0	5	0	0	
		補助金等交付団体	6	0	3	3	3	
		指定管理者	3	1	2	0	0	
	計	14	1	10	3	3		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指定管理者		0	—	—	—	—		
計	0	—	—	—	—			
所管機関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	2	0	1	1	1	
		指定管理者	1	1	—	0	0	
	計	3	1	1	1	1		
	指導事項	出資・出捐団体	2	0	1	1	1	
		補助金等交付団体	6	0	3	3	3	
		指定管理者	3	1	2	0	0	
	計	11	1	6	4	4		
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—	—	—	
指定管理者		0	—	—	—	—		
計	0	—	—	—	—			
合計	34	4	20	10	10			

※平成28年8月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

II 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度

(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域産業課	公益財団法人セラミックパーク美濃	「陶芸作家展2013」の印刷物作成に係る支出事務において、平成24年度中に契約、納品まで完了しているにもかかわらず、平成25年度予算で執行していたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、公益財団法人セラミックパーク美濃より今後は戻りのないよう以下の措置を講じたとの報告を受けた。 1 全職員に対し、公益財団法人の収入及び支出に係る基本的な会計処理の研修を行った。 2 会計書類は複数人で点検を行い、確認漏れがないよう体制を整えた。 3 公益財団法人の財源を意識し、経理規程などを含めたコンプライアンスに関する内容等の人材教育研修を実施した。

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
新産業・エネルギー振興課	公益財団法人ソノトピアジャパ	平成25年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、職員4人分について平成24年度未退職給付引当金決算額と相違する金額を平成25年度未退職給付引当金から差し引いたことにより、退職給付引当金計上額が168,303円過小となっていたので、今後は適正に処理されたい。	当該法人において、以下のとおり対応したとの報告を受けた。 平成26年度の決算において、平成25年度末に引き当てるべき金額との差額分168,303円を含めた額で引当金を積み立て誤りの解消を図った。 今後は、退職給付引当金の計算事務についてペーパーリング体制を強化するとともに、実際の事務処理においては、前年度決算から当該年度への移行額及び当該年度決算額の点検を徹底する。また、担当者を含めた複数人で確認することにより事務精度の向上を図り、決算の再発防止に努める。

指定管理者

所管機関名	団体名(施設名称)	監査結果	講じた措置

地域産業課	公益財団法人セラミックパーク美濃 (セラミックパークMI NO)	セラミックパークMI NO の管理運営業務において、基本協定書では、管理物品 2,656 件を管理しているが、物品貸借契約書においては、県からの貸付物品が 1,403 件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成 27 年 3 月に締結した県との基本協定書(対象期間：平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月)において、物品貸借契約書との整合を図るとともに、今後も必要に応じて、基本協定書と物品貸借契約書の整合性を保つ形で変更及び更新を行う旨の報告を受けた。
-------	-------------------------------------	--	--

指定管理者	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
地域産業課	公益財団法人セラミックパーク美濃 (セラミックパークMI NO)	セラミックパークMI NO の管理運営業務において、基本協定書では、管理物品 2,656 件を管理しているが、物品貸借契約書においては、県からの貸付物品が 1,403 件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	平成 27 年 3 月に締結した当該財団との基本協定書(対象期間：平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月)と、物品貸借契約書とが整合していることを確認した。 今後も必要に応じて、基本協定書と物品貸借契約書の整合性を確認するなど、指導の徹底に努める。

(3) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

2 平成 27 年度

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成 26 年度学外実習に係る学外実習委託料の支出事務において、次の不適正な事項が認められた。 1 担当職員が事務処理を遺漏したことにより、実習施設 17 施設に係る学外実習委託料 3,637,640 円の支払いが 138 日遅延し、遅延金 68,530 円が発生していた。 また、遅延金は法人が支払っていたが、担当職員の弁償責任の有無について検討されていたにもかかわらず、 2 施設に係る学外実習委託料 12,000 円について、事務手続を急ぎまま担当職員が自らの所持金で支払っていた。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 実習施設 17 施設に対して、未払金と遅延金を直ちに支払った。 また、過去 5 年間の学外実習委託料の会計書類を確認し、他に未払案件がないことを確認した。 担当職員の弁償責任については、支払遅延金相当額の返還を求めないこと及び担当職員の自費での支払いによる不当利得返還請求権を放棄する旨を文書化した。 再発防止策として、以下の 3 点を実施した。 1 債務管理方法を改善する

地域産業課	一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター	このような事態が生じたのは、担当職員が個人的に支出管理を行っていたこと、決算書作成時に未払等の確認が十分行われていなかったことなど、組織として確認体制に不備があったことが原因と認められる。 今後は、決算時に未払状況を複数人で確認するなど事務局内の執行管理体制を確立するとともに、職員に対し規程を遵守するよう指導の強化を図るなど、再発防止に努められたい。	ため、あらかじめ、年間の実習計画に基づき支払管理台帳を作成し、担当のみでなく、事務局全体で共有した。 2 支払いの迅速化及び明確化を図るため、実習施設に対して実習委託料の支払事務の流れが分かる資料を配布した。 3 今回自費での支払があったため、公金を扱う上で、適正な会計処理を行うようには、職員に対して意識付けを改めて行うことで、会計規程の遵守を徹底した。
地域産業課	清掃業務委託(日常清掃)に係る契約事務において、前回(平成 25 年度)指摘したにもかかわらず、見積書を徴取しないまま契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。	平成 28 年度から、必要書類に連携がないか、チェックシートを作成し、チェック担当者で確認する体制をとって、運用しているとの報告を受けた。	

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療整備課	医療法人日本会 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)	岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、耐震補強工事(以下「工事」という。)の実施に対して県から交付された補助金 13,336,000 円について、次の事実が認められた。 平成 26 年 3 月に提出された交付申請書には平成 8 年に実施された耐震診断結果報告書が添付されており、この報告書によれば、申請の対象とされた建物が国の耐震基準を満たしていないことから、補助要件に合致するものとして補助金が交付されていた。 しかし、実際の工事は、交付申請時とは異なる平成 25 年に実施した別の耐震診断等結果報告書に基づいて実施されれば、申請の対象とされた建物	当該法人において、以下のとおり対応された。 平成 28 年 1 月 15 日に補助金の返還手続を行い、また、平成 28 年 1 月 28 日に補助金返還金に係る利息の納入手続を行った。 今後は建築や補助金の内容を把握した責任者が立ち、しつかり連携を取りながら業務を進めるとともに、県の担当者と連携を密に連絡を取ることにより再発防止に努める。 なお、補助金返還金については、平成 28 年 1 月 15 日付けで、返還金に伴う利息については、平成 28 年 1 月 28 日付けで、それぞれ納入されていることを確認した。

は既に耐震基準を満たすものとなっていた。
よって、当該工事は補助要件に合致せず、交付された補助金は適当とは認められないため、医療整備課の指導に基づき速やかに対応されたい。

(2) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療整備課	医療法人白木会 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)	医療法人白木会に対する岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、補助金の交付の対象とならない事業に対し補助金 13,386,000 円が交付されていたので、速やかに原因を調査の上、必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。	平成 28 年 1 月 7 日付けで、医療法人白木会に対し、補助金交付決定取消し及び返還命令を通知し、平成 28 年 1 月 15 日に、補助金返還金 13,386,000 円が県に納付された。また、平成 28 年 1 月 25 日付けで、同会に対し、利息の納入について通知し、平成 28 年 1 月 28 日に、補助金返還金に係る利息 622,985 円が県に納付された。 今回、本来、補助金の交付対象とならない事業に対し補助金を交付したのは、同会から提出のあった平成 8 年 3 月 29 日の耐震診断結果により、病院建物の 1s 値を確認し、補助金の交付対象となることを判断したことが原因であり、今後はこうしたことが起こらないよう、補助金申請の段階で、事業者に対し、補助事業の担い所となる最新の耐震診断結果の提出を求めるとともに、補助金完了検査において、補助事業と事業者から提出のあった耐震診断結果の関連性を確認することにより、再発防止に努めることとする。

(3) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
建設政策課	公益財団法人岐阜県建設研究会センター	平成 26 年度の財務諸表において、保有する第 339 回利付国債(2年)については、	指導事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。

満期保有目的で所有しており、決算日の翌日から 1 年以内に満期の到来するものではないことから、その他固定資産の「投資有価証券」とするべきところ、流動資産の「有価証券」と表示していたので、今後は適正に処理されたい。

関与税理士と協議の結果、

法人会計規程に基づく内部監査において、平成 26 年度の内部監査計画書が作成されておらず、毎事業年度実施すべき定期監査が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。

平成 27 年度においては、内部監査計画書に沿って、平成 27 年 12 月 21 日に会計監査を実施し、平成 27 年 12 月 22 日に業務監査を実施している。今後は担当部署において、「内部監査規程」に基づき、年度当初には内部監査計画書を作成し、計画的に実施するよう努める。
また、平成 25 年度までは、病院業務に精通し監査業務の経験がある職員を採用し、当該職員が内部監査を担当していた。外部からの目録で種々の業務改善提案があったことから、今後同様の人材を採用し、内部監査を充実したものとしていくよう努める。
指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。指導事項については、受託事業者から、指導を受けた原因等について順次書面を返すとともに、今後の仕様書記載事項の遵守及び点検結果の報告等の徹底を口頭指導し

医療整備課	地方独立行政法人岐阜県 総合医療センター	患者が自宅で使用する治療器に係る病院と事業者との賃貸借契約事務において、賃貸借契約書では事業者は少なくとも 1 回定期点検を実施することになっていないが、約 22 か月間実施されていなかった。また、この間、病院は点検結果報告書の提出を求め、
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県 立下呂温泉病院	患者が自宅で使用する治療器に係る病院と事業者との賃貸借契約事務において、賃貸借契約書では事業者は少なくとも 1 回定期点検を実施することになっていないが、約 22 か月間実施されていなかった。また、この間、病院は点検結果報告書の提出を求め、

<p>補助金等交付団体 所管機関名 私学振興・青少年課</p>	<p>団体名 (補助金等の名称) 学校法人平野学園 (岐阜県私立学校教育振</p>	<p>監査結果 岐阜県私立学校教育振興費補助金(キーンズカーデツ勃</p>	<p>謹じた措置 指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善し</p>
<p>医療整備課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>物品の管理事務において、一般財団法人自治体衛星通信機構(以下「機構」という。)が県に貸貸し、県から病院に転貸されていた地域衛星通信ネットワーク映像デジタル受信装置1台を亡失し、規定損失金46,588円が機構に支払われていた。今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。平成27年3月に遡り、合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出された。今後は、毎月10日に月次決算処理縮切日を設定して、理事長へ報告するよう努める。</p>
<p>医療整備課</p>	<p>公立大学法人岐阜県立看護大学</p>	<p>月次決算において、法人会計規程に基づき合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出すべきところ、これらが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。平成27年3月に遡り、合計残高試算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出した。今後は、毎月10日に月次決算処理縮切日を設定して、理事長へ報告するよう努める。</p>

<p>私学振興・青少年課</p>	<p>学校法人平野学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p>	<p>岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化総合専門学校)において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっており、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>たとの報告を受けた。補助金に係る会計処理について、複数名での確認をとる体制に改めた。具体的には、規程上経理責任者となっている理事長及び事務長に加え、運用面では幼稚園長又は副園長もチェックする体制とした。また補助金申請時のみでなく、毎月及び理事会開催時期毎にも補助対象経費の算定誤りがないか改めて確認を行い、適正な事務処理を行うこととした。</p>
<p>私学振興・青少年課</p>	<p>学校法人後藤学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p>	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費、管理経費及び設備費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善したとの報告を受けた。補助金に係る会計処理について、理事長に園長と事務員を加えた複数名での確認をとる体制に改めた。また、補助対象経費として申請した経費の執行漏れがないうよう、毎月支払予定案件の一覧表を作成し、3名全員がチェックすることとしたほか、税理士や会計士と連絡を密に取り合い、適切な額を計上することとした。</p>

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
高輪福祉課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛騨寿楽苑)	岐阜県立飛騨寿楽苑の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛騨寿楽苑管理運営協定書(平成23年3月1日締結)に定められた管理物件のうち、管理物品については927件となっている。しかし、その一部は当該基本協定締結後に廃棄されており、基本協定書の記載と実際の管理物品(平成27年10月27日現在、806件)が異なる状態になっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	基本協定書を平成28年3月15日付けで県と締結し管理物品を更新した。今後は、廃棄物品が発生した年度毎に基本協定書の変更を行うこととする。
都市公園課	株式会社オアシスバンブー (世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。))	世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)の管理運営業務において、自主事業として実施した仮設アトラクションで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金137,000円が支払われていたため、適正な施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	株式会社オアシスバンブーに再発防止策を講じるよう指示し、以下のとおり、安全対策の確立のため、社内体制の整備と見直しを行った旨報告があった。 1 社内危機管理担当者の役割追加 ・ 日常運営点検の確認と不定期点検の実施 ・ 全社員に向けた安全教育、各種訓練の企画及び実施 ・ ヒヤリハット事例の収集、管理、共有及び対策協議 ・ イベント運営マニュアル、食品衛生管理マニュアルその他各種マニュアルの制定及び改訂 ・ 外部機関を含めた安全検査の実施 2 代表取締役を総責任者とする安全管理チームの設置 ・ 施設点検の状況を定例ミーティングにおいて確認 ・ ヒヤリハット事例の共有及び対策協議 ・ イベント運営マニュアルの審査及び承認 ・ 新規企画の導入判断 ・ 新規企画実施前の安全検査の結果判定

(4) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置 出資・出捐団体			
所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
地域産業課	一般財団法人飛騨地産地場産業振興センター	一般財団法人飛騨地産地場産業振興センターの清掃業務委託(日常清掃)に係る契約事務において、前回(平成25年度)見積書を徴取しないまま発注が行われた旨を指摘したにもかかわらず、改善されていなかったため、当該財団に対する指導の徹底を図られたい。	指導事項に基づき、当該財団が見直した事務処理体制(必要書類に連携がないか、チェックシートを作成し、チェック担当者が確認)がとられていることを確認した。今後とも定期的に確認しながら、指導の徹底に努める。
私学振興・青少年課	学校法人平野学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人平野学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金(キートンカーテン幼稚園)において、人件費、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となり、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	補助金の適切な執行のため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に補助対象経費の考え方に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月及び4月に十分なヒアリングと積算資料の確認を行い、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。
私学振興・青少年課	学校法人平野学園 (岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金)	学校法人平野学園に対する岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化総合専門学校)において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となり、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	補助金の適切な執行のため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に補助対象経費の考え方に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月に十分なヒアリングと積算資料の確認が計上されていることを確認した。

私学振興・青少年県	学校法人後藤学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人後藤学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費、管理経費及び設備費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、今後は適正に処理された。	た。補助金の適切な執行のため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に補助対象経費の考え方に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。 また、平成27年度補助金については、同様の誤りがなく平成28年2月及び4月に十分なヒアリングと積算資料の確認を行い、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。
-----------	-------------------------------	--	--

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
高輪福祉課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立飛騨寿楽苑)	岐阜県立飛騨寿楽苑の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛騨寿楽苑管理運営協定書(平成23年3月1日締結)に定められた管理物件のうち、管理物件については927件となっている。 しかし、その一部は当該基本協定書締結後に廃棄されており、基本協定書の記載と実際の管理物件(平成27年10月27日現在、806件)が異なる状態になっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	基本協定書を平成28年3月15日付けで指定管理者と締結し管理物件を更新した。 今後は、廃棄物品が発生した年度毎に基本協定書の変更を行うこととする。
都市公園課	株式会社オアシスンブーク (世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。))	世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。)の管理運営業務において、指定管理者が自主事業として実施した仮設トラッキングで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金137,000円が支払われていたため、適正な施設管理について当該指定管理者への一層の指導を図り、事故防止に努められた。	株式会社オアシスンブークに再発防止策を講じるよう指示し、株式会社オアシスンブークから、社内体制の整備と見直しを行った旨報告があった。 この事故を受け、岐阜県主催により、平成27年9月30日に連絡会議を開催し、指定管理者に危機発生時の対応を周知徹底した。さらに、同じく岐阜県主催により平成27年10月15日に指定管理者を対象に、危機管理に関する講演会と世界淡水魚園での現

場研修会を行った。
また、基本協定書及び仕様書を変更し、指定管理者が自主事業を行う場合は、事前に県と協議の上、提案書(安全対策を含む。)を作成し、県に届け出なければならぬこととし、県においても安全対策等が十分か確認することとした。

平成二十八年八月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社